

12 経営継承した後の経営を発展させたい

認 新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

中心経営体等の後継者が行う、経営継承後の経営発展に関する取組を支援。

【事業名：経営継承・発展等支援事業】

対象となる方

中心経営体等（※）である先代事業者（個人事業主または法人の代表者）からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者（親子、第三者など先代事業者との関係は問いません）

※ 中心経営体等とは、以下に掲げる者をいいます。

- ・ 実質化された人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられている者
- ・ 市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者など

支援内容

国の補助率：1/2以内

補助上限額：100万円（国と市町村が1/2ずつ負担）

※ 市町村が後継者の経営発展に向けた取組に必要な事業費の2分の1（上限50万円）を負担する場合に限って実施（申請額が100万円を下回る場合、例えば申請額が80万円であれば、国が40万円、市町村が40万円を負担）

対象となる取組：経営発展計画に位置付けられた以下の取組が対象となります。

- | | | | |
|----------|---------------|-------------|----------|
| ①法人化 | ②新たな品種・部門等の導入 | ③認証取得 | ④データ活用経営 |
| ⑤就業規則の策定 | ⑥経営管理の高度化 | ⑦就業環境の改善 | ⑧外部研修の受講 |
| ⑨販路開拓 | ⑩新商品開発 | ⑪省力化・業務の効率化 | |
| ⑫規格等の改善 | ⑬防災・減災の導入 | | |

補助対象経費：経営発展計画に位置付けられた取組に対して、以下の経費を支援します。

- | | | | | | |
|------------|-----------|---------|-------|-----------|--------|
| a: 専門家謝金 | b: 専門家旅費 | c: 研修費 | d: 旅費 | e: 機械装置等費 | f: 広報費 |
| g: 展示会等出展費 | h: 開発・取得費 | i: 雑役務費 | j: 借料 | k: 設備処分費 | l: 委託費 |
| | | | | | m: 外注費 |

対象者の要件

○個人の場合

- ・ 令和2年1月1日から経営発展計画の提出時まで、中心経営体等である先代事業者から経営に関する主宰権の移譲を受けていること（※¹）
- ・ 主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
- ・ 税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること
- ・ 青色申告者であること（※²）
- ・ 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること 等

※¹ 所得税法第229条に規定する届出書、確定申告書その他関係書類で当該主宰権の移譲を確認できる場合

※² 所得税法第143条の規定により承認を受けている者、同法第144条に規定する申請書を提出した者をいいます

○法人の場合※¹（経営継承と同時に法人化した場合も含まれます）

- ・ 次に掲げる（ア）又は（イ）の要件を満たすこと。
 - （ア）法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合：当該法人が中心経営体等であり、令和2年1月1日から経営発展計画を提出する時まで後継者（個人）が当該主宰権の移譲を受けていること（※²）
 - （イ）先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合：当該先代事業者が中心経営体等であり、令和2年1月1日から経営発展計画を提出する時まで当該主宰権の移譲を受けていること
- ・ 主宰権の移譲に際して、原則として、自らまたは先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
- ・ 青色申告者であること（※³） 等

※¹ 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに掲げる組織）を含みます

※² 法人登記、定款又は規約による確認ができる場合に限りです

※³ 法人税法第122条第1項の規定により承認を受けている者及び同法第122条第1項に規定する申請書を提出した者をいいます

お問い合わせ先

- ・ 最寄りの市町村
- ・ 農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手企画班（TEL：03-6744-2143）

13 経営を継承する人材を確保・育成したい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

経営の移譲を希望する個人経営者が就農希望者を一定期間雇用し、就農者による新たな法人設立に向け、農業技術・経営能力を習得させるために実施する実践的な研修を支援します。

▶【事業名：農の雇用事業（新法人設立支援タイプ）】

対象となる方

（農業法人等の主な要件）

- ・研修開始時点で法人ではないこと
- ・後継者が不在で、今後5年以内に経営を中止する予定であること
- ・農業経営を経営継承を受けることを希望する第三者に移譲する意志があること
- ・就農希望者に対して経営状況を積極的に開示する意志があること
- ・正社員として雇用すること
- ・農業経験が原則5年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
- ・労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
- ・過去5年間に本事業の対象となった雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- ・原則として、研修指導者等が雇用就農者の育成強化に資するセミナー等を受講すること
- ・農業の「働き方改革」の実行計画を提出すること
- ・働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと

（雇用就農者の主な要件）

- ・本事業での研修終了後1年以内に法人設立する意向があり、研修開始時点で原則50歳未満の者であること
- ・過去の農業経験が5年以内であること
- ・原則として、農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと
- ・過去に農業次世代人材投資資金の準備型で同様の研修を受けていないこと

支援内容

助成額：年間最大120万円（最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円）
（雇用就農者が障害者、生活困窮者、又は刑務所出所者等の場合 +30万円/年）

お問い合わせ先

- ・（一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用・労働G（TEL：03-6744-2162）

14 経営継承に必要となる資金を借りる際の負担を減らしたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

経営継承に必要となる資金を借りる際の経営者保証及び担保提供や、農業信用基金協会に支払う保証料の負担を軽減し、円滑な経営継承を支援します。

▶【事業名：農業経営継承保証保険支援事業】

対象となる方

実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられた農業者（今後、位置付けられることが確実である者を含む。）であって、農業経営相談所等の専門家による確認を経た経営継承計画により、経営継承を行う後継者

支援内容

1 経営者無保証人化等支援事業

後継者の経営継承に必要となる農業近代化資金等の借入れについて、経営者保証及び担保提供に係る負担を軽減

2 後継者保証料負担軽減事業

後継者の経営継承に必要となる農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除

実施要件

- ・実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられている又は今後、位置付けられることが確実であること
- ・農業経営相談所等の支援機関の専門家により確認された経営継承計画に基づき、農業経営を継承すること
- ・上記経営継承計画に後継者又は継承先として明示されていること
- ・簿記記帳を行っている等、円滑に経営を継続できることが見込まれること など

特徴

経営継承には様々な場面で資金調達等が必要になることがあります。例えば、

- ・事業用資産の買取りに必要な資金
- ・株式等の買取りに必要な資金
- ・贈与・相続等による租税公課
- ・旧経営者が借りていた資金の債務引受 など

これらの資金を借りる際に本事業をご活用いただければ、以下の支援が受けられます。

新旧経営者の保証人を解除

例えば、旧経営者が借りていた資金を経営の継承に伴って債務引受する場合、旧経営者は保証人を解除、新経営者は経営者保証を免除されます。



新たな投資への支援

農業信用基金協会の債務保証を受けるために必要な保証料が貸付当初5年間免除されます。また、資金の借入れに際して融資対象物件以外の担保を提供していただく必要もありません。



お問い合わせ先

- ・お住まいの地域の農業経営相談所
- ・農林水産省担当課：経営局金融調整課農林漁業信用基金班（TEL：03-6744-2171）

15

地域の畜産生産基盤強化のため、後継者のいない畜産経営の畜舎等の継承に取り組みたい

- 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

後継者不在の畜産経営と経営資源を引き継ぐ地域の担い手間の継承のための条件調整や、経営資源を継承するに当たって必要な畜舎等の施設整備を支援します。

▶【事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）のうち畜産経営基盤継承支援事業】

対象となる方

- 畜産クラスター協議会、畜産クラスター計画に位置付けられた後継者不在の経営体（畜産経営者）
- ※ 畜産クラスター：地域の畜産の収益性向上の取組の推進のために、畜産農家、畜産関連事業者等が連携した体制
- 畜産クラスター計画：畜産クラスターが作成する地域の畜産の収益性向上のための計画

支援内容

1. 推進事業（補助率：定額）
後継者不在の経営と地域の担い手（新規就農者等の第三者）間の継承のための条件調整の取組を支援します。
2. 施設整備事業（補助率：1/2以内）
後継者不在の経営が経営資源（畜舎、家畜等）を地域の担い手（新規就農者等の第三者）に円滑に継承するために必要な施設整備を支援します。
※ 第三者とは、経営者の親、子、兄弟姉妹、配偶者以外の者が該当します。



経営資源を継承する場合、規模拡大せずとも、家族経営の畜舎を整備

実施要件

- 1の事業
事業実施後、概ね5年以内に、後継者不在の経営の経営資源（畜舎、家畜等）を地域の担い手（新規就農者等の第三者）に継承すること
- 2の事業
事業実施後5年以内に生産量又は販売額を10%以上向上し、地域の担い手（新規就農者等の第三者）に経営資源（畜舎等）を継承すること
※規模拡大は必須ではありません

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：畜産局企画課推進班（TEL：03-3501-1083）

16 農業の生産基盤強化のため、後継者のいないハウス、樹園地、農業機械の継承に取り組みたい

認 新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援します

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策】

対象となる方

地域再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）」に位置付けられている農業者、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）

支援内容

1 整備事業（補助率：1/2以内）

新規就農者や担い手への継承に必要な低コスト耐候性ハウス等の再整備

2 基金事業（補助率：定額、1/2以内等）

- ①新規就農者や担い手への農業用ハウス譲渡のためのパイプハウスの再整備・改修
- ②継承者へ譲渡されたまたは譲渡する計画のある果樹園・茶園の再整備・改修
- ③後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした作業受託組織等での農業機械の再整備・改良
- ④再整備・改修した施設・果樹園等の継承ニーズの把握及びマッチング、受け皿組織における継承までの間の維持に必要な備品、生産資材の購入
- ⑤生産技術を継承・普及するための栽培管理・労務管理等の技術実証、技術継承・普及のための人材育成（座学・実地研修）農業機械の安全取り扱い技術向上のための研修

実施要件

- ・基準を満たした成果目標を定めること
- ・生産基盤の強化と次代への円滑な継承を図るために必要な再整備・改修に取り組む場合は、5年以内に農業用ハウス等を継承者に譲渡する計画があること、又はすでに譲渡を受けているが、これから本格的な営農を開始する計画があること

特徴

以下のような取組に活用できます。

【生産装置を継承する体制づくり】

※以下の3つの取組を行う場合は必須の取組（事業活用の有無は問いません）。支援内容2④

【ハウスの再整備・改修】

- ・既存ハウスの骨組みとなるパイプ等の交換・補修・補強及び被覆資材、内張フィルム等の交換・補修・追加に必要な資材の購入
- ・パイプハウスの再整備（建て直し）、改修に必要な資材の購入

支援内容2①

【樹体支持装置や被害防止装置等の再整備・改修等】

- ・樹体支持装置や被害防止装置等の再整備または改修に必要な資材の購入
- ・果樹：優良な品目・品種への改植（同一品種も可）
- 茶：改植、有機栽培への転換等

支援内容2②

【農業機械の再整備】

- ・作業受託等による後継者不在の農地等における生産機能の継承に必要な農業機械の導入又はリース導入
- ・作業受託等による後継者不在の農地等における生産機能の継承に必要な農業機械の改良

支援内容2③

【生産技術の継承】

- ・栽培管理等の技術実証や、技術継承・普及のための人材育成（座学・実地研修）、農業機械の安全取扱技術向上のための取組を支援



支援内容2⑤

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課施設園芸対策班（TEL：03-3593-6496）

17 後継者に事業用資産を承継する際に活用できる税制について知りたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農地を後継者に承継した際に課される贈与税・相続税の負担を軽減します。

▶【事業名：農地の贈与・相続に係る特例措置】

対象となる方

個人事業者
(主な要件)

- 対象となる農地等※₁を一括して贈与すること（贈与の場合）
- 先代経営者は農地等の贈与日まで引き続き3年以上農業を営んでいること（贈与の場合）
- 後継者は贈与者の推定相続人、18歳以上、担い手であること等について農業委員会の証明を受けること（贈与の場合）
- 後継者は相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う者（相続の場合）等

支援内容

【贈与の場合】

農業者が、農業の用に供している農地の全部※₁を後継者（推定相続人の1人）に一括して贈与した場合、後継者に課税される贈与税の納税が猶予されます（贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに贈与税は免除）。

【相続の場合】

相続又は遺贈により取得した農地等が引き続き農業に用いられる場合、相続税額のうち農業投資価格※₂を超える部分にかかる相続税が、一定の要件のもとに猶予されます。（相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除）

- ※₁ 農地のほか、採草放牧地を贈与する場合は当該採草放牧地の3分の2以上、農地・採草放牧地とともに準農地を贈与する場合は当該準農地の3分の2以上。
- ※₂ 農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされるとした場合に通常成立すると認められる価格として国税局長が決定した価格（20万円～90万円程度/10a）

詳しくはこちら↓

農水省HP「農地に関する税制特例について」：http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/zeisei.html

後継者が事業用資産を承継する際に課される贈与税・相続税の負担を軽減します。

▶【事業名：個人版事業承継税制】

対象となる方

個人事業者 ※ 令和6年3月末までに個人事業承継計画を提出する必要があります

【先代経営者の要件】

- 贈与又は相続年を含め、3年間青色申告（55万円控除）を提出していたこと
- 贈与又は相続の前年の農業総収入金額が零を超えること
- 贈与の場合、認定申請時までに農業について廃業の届出書を提出していること など

【後継者の要件】

- 贈与又は相続により、事業用資産の全てを取得していること
- 青色申告の承認を受けていること
- 農業について開業の届出書を提出していること
- 贈与の場合、20歳以上であり、農業に3年以上従事していること
- 相続の場合、相続開始直前に農業又は同種の事業に従事していること など

支援内容

後継者が経営承継円滑化法の認定を受け、先代から事業用資産を承継した際の贈与税・相続税の納税が猶予されます。

【対象となる事業用資産】

- 農地等以外の土地・建物〔畜舎・ライスセンター等〕（土地は400㎡、建物は800㎡まで）
- 車両・運搬具〔トラック等〕
- 機械・器具備品〔トラクター、コンバイン、自動計量器等〕
- 生物〔乳牛、樹体等の償却資産〕
- 無形償却資産〔商標等〕

詳しくはこちら↓

中小企業庁HP：https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_kojin_ninntei.htm

お問い合わせ先

- 農地の贈与・相続に係る特例措置：経営局農地政策課（TEL：03-6744-2150）
- 事業承継税制：農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

18 後継者に株式を承継する際に活用できる税制について知りたい

認 認新
個人
法人
集落営農
地域
補助金等
出融資
税制
その他

後継者が株式を承継する際に課される贈与税・相続税の負担を軽減します。
 【事業名：法人版事業承継税制】

対象となる方

非上場の中小企業（農業法人の場合、資本金3億円以下または従業員300人以下であること）

※ 資産保有型会社（資産に占める不動産（事務所や工場などとして使用しているものは除く）や有価証券等の割合が70%以上またはこれからの運用収入が全収入に占める割合が75%以上の会社）等は対象外となります。

支援内容

後継者が先代（中小企業経営者の方）から自社株式を承継した際に課される贈与税・相続税の納税が猶予されます。平成30年度からの10年間は従来の制度より大幅に拡充された特例措置を活用できます。

項目	特例措置（平成30年度から10年間）	一般措置
対象株数	後継者が相続・贈与により取得する全株式が猶予・免除の対象となります。	後継者が相続・贈与により取得する株式のうち最大2/3が猶予・免除の対象となります。
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者まで、相続税・贈与税の猶予・免除の対象となります。 ※ 複数人で承継する場合、代表権及び議決権の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限ります。	複数の株主から1人の後継者に株式を引き継ぐ場合のみが特例の対象となります。
雇用確保要件	5年間平均8割の雇用を維持できていなくても、相続税・贈与税の猶予は維持されます。	相続税・贈与税の猶予を受けてから5年間平均8割の雇用を維持することが義務づけられています。

（特例措置に関する主な手続き）

- 令和5年3月末までに予め特例承継計画を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、都道府県庁に提出すること
- 株式の贈与・相続を行った後、都道府県庁から、経営承継円滑化法に基づく認定を受けること

詳しくはこちら↓

中小企業庁HP：「事業承継税制（贈与税・相続税の納税猶予及び免除制度）」

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku.htm

お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）